

第3期障害福祉計画の考え方

【1 基本理念等】

- ① 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ② 計画期間
平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
ただし、障害者総合福祉法(仮称)の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。
- ③ 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

【2 数値目標の設定方法】

考え方(詳細は別紙のとおり)

下記の施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

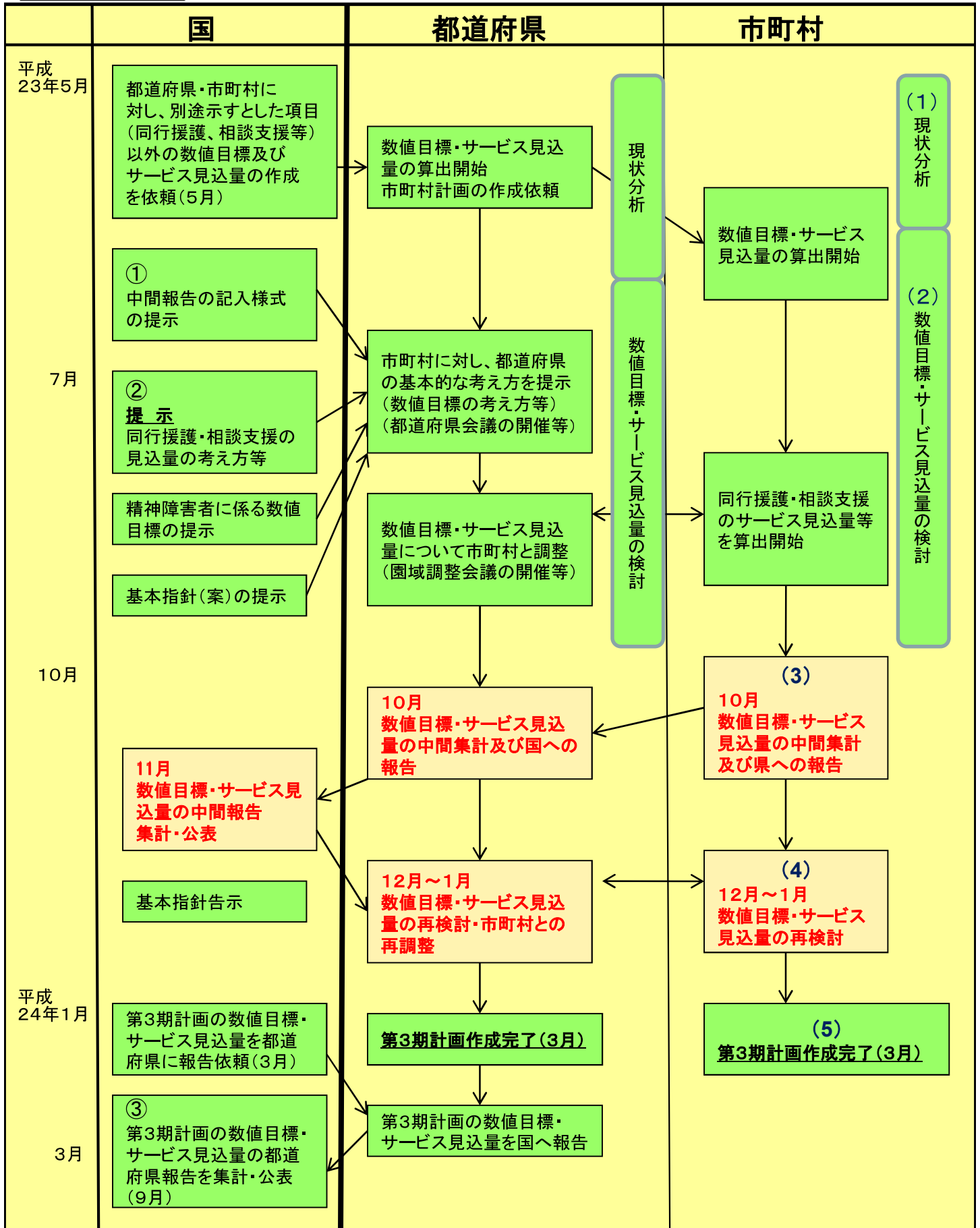
項 目	基 準 時 点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方		備 考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) →1年間:3.3% 3.3%×9.5(H17.10月～ H27.3月)≒30%	※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	現目標:7%(6年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)	

厚生労働省関係資料【障害保健福祉関係主管課長会議資料(H23.2.22、H23.6.30)及び事務連絡(H23.5.20)からの抜粋】

基本指針に定める数値目標について

		現 行	(案)
1	施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。 当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。 当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
2	退院可能精神障害者の減少	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。
		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値については、個別給付化することを踏まえ、廃止する。
3	福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
	就労支援事業の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。 平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※上記以外の数値目標(労働系の目標)については、追ってお示しする。



[参考]市町村のスケジュール（予定）について

1. 計画作成

(1) 現状分析（ニーズ調査・自立支援協議会の活用等）

第2期計画の進捗状況を取りまとめるとともに、ニーズ調査の実施や自立支援協議会の活用などにより、ニーズやサービス供給能力等を把握・分析して下さい。

(2) 数値目標・サービス見込量の検討

都道府県から示される都道府県計画の基本的な考え方を踏まえ、意見交換等を行い、数値目標及びサービス見込量を検討して下さい。

(3) 数値目標・サービス見込量の算出及び都道府県への中間報告

（平成23年10月中旬）

数値目標及びサービス見込量を算出した後、都道府県に報告して下さい。なお、中間報告の記入様式は平成23年5月下旬にお知らせします。…①

また、昨年12月の障害者自立支援法の改正により、実施・見直しされることとなる同行援護・相談支援の見込量の考え方は、平成23年7月にお知らせします。…②

(4) 数値目標・サービス見込量の再検討及び都道府県との再調整

（平成23年12月～平成24年1月）

国が都道府県にお示しする中間報告（都道府県別の数値目標・サービス見込量）の結果も参考にいただき、数値目標・サービス見込量の再検討を行って下さい。

(5) 第3期計画作成完了（平成24年3月）

都道府県から国に報告していただいた数値目標及びサービス見込量の確定値は、国で集計の上、第3期計画の数値目標及びサービス見込量の全国集計結果（都道府県別）として平成24年9月にお知らせします。…③

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

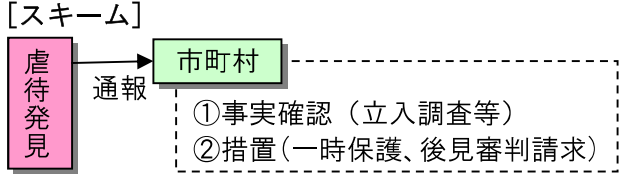
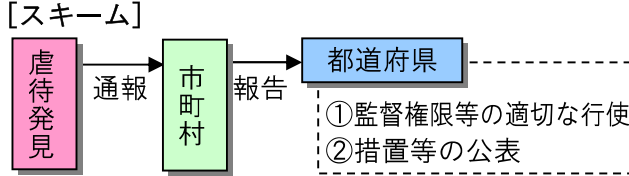
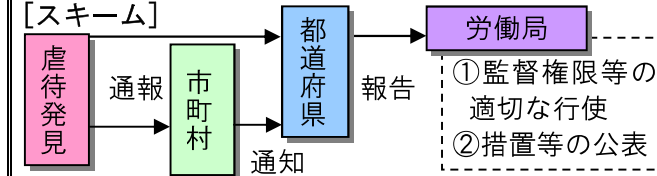
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 	[スキーム] 	[スキーム] 

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者基本法の一部を改正する法律案【概要】

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者として等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

等

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・差別等の防止に関する啓発及び知識の普及

等

5) 国際的協調(第5条関係)

- ・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

等

6) 国及び地方公共団体の責務(第6条関係)

- ・3)から5)までに定める基本原則にのっとり、施策を実施する責務

等

7) 国民の理解(第7条関係)

- ・国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策

等

8) 国民の責務(第8条関係)

- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

等

9) 障害者週間(第9条関係)

- ・事業の実施に当たり、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図る

等

10) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

基本的施策関係（公布日施行）

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

等

2) 教育(第16条関係)

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上並びに学校施設その他の環境の整備の促進

等

3) 療育(第17条関係)

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策

等

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練

等

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

等

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

等

7) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策

等

8) 相談等(第23条関係)

- ・障害者の家族その他の関係者に対する相談業務

等

9) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

等

10) 選挙等における配慮【新設】(第26条関係)

- ・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

等

11) 司法手続における配慮等【新設】(第27条関係)

- ・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

等

12) 国際協力【新設】(第28条関係)

- ・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

等

障害者政策委員会等（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

国) 障害者政策委員会(第30～33条関係)

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、非常勤委員30人以内で組織する障害者政策委員会を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから任命）
- ・障害者基本計画の策定に関する意見具申。同計画に関し調査審議し、必要があると認めるときは意見具申
- ・同計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは総理又は総理を通じて関係各大臣に勧告

等

等

等

- ・関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明等の協力を求めることができる。

等

地方) 審議会その他の合議制の機関(第34条関係)

- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

等